

藤沢市私立幼稚園等特別支援保育費補助金交付申請書関係書類の
提出にあたっての留意事項

補助金申請書の提出にあたっては、保護者の方に「藤沢市私立幼稚園等特別支援保育について」及び「藤沢市私立幼稚園等特別支援保育に係る診断書等の記載についてのお願い」をお渡しし、事業の趣旨を説明し、同意書を提出していただいてください。

また、藤沢市私立幼稚園等特別支援保育費補助金交付申請書（第1号様式）の添付書類のうち、「特別支援の必要性を証する書類」については、新規の申請園児についてのみ下表の該当書類を添付してください。

「藤沢市私立幼稚園等特別支援保育費補助金」に係る診断及び判定の基準

| 障がいの種別と補助対象区分 | 特別支援の必要性を証する書類 (いずれか1種類) |
|---------------------------|---|
| 身体障害者障害程度等級表の障がいを有する者 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 視覚障がい（1～6級） <input type="checkbox"/> 听覚障がい（2～4級、6級） <input type="checkbox"/> 肢体不自由（1～7級） <input type="checkbox"/> 言語（機能）障がい（3～4級） <input type="checkbox"/> 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能障がい（1～4級） <input type="checkbox"/> 平衡機能障がい（3級、5級） <p>(1) 身体障害者手帳の写し (2) 特別児童扶養手当受給証書の写し (3) 在宅重度障害者等手当受給証書の写し (4) 診断書（県の様式でも可） （医療機関等が原則として申請年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記された診断書）</p> |
| 療育手帳の交付対象となる障がいを有する者 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 精神発達遅滞・知的障がい（A 1～B 2）または指数が75以下（「指数」とは標準化された検査により判定した結果を指数化したもの） <p>(1) 療育手帳の写し (2) 特別児童扶養手当受給証書の写し (3) 在宅重度障害者等手当受給証書の写し (4) 診断書（県の様式でも可）・判定書 （医療機関等が原則として申請年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記された診断書等又は判定書）</p> |
| 学校教育法施行令の病弱者に規定する障がいを有する者 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 病弱・虚弱 <p>特別支援学校の対象となる病状及び程度</p> <p>診断書（県の様式でも可） （医療機関等が原則として申請年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記され、かつ継続して医療又は生活規制を必要とすると明記された診断書）</p> |
| 医学上の診断により障がいを心理学上認められた者 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発達障がい 例：自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等 <input type="checkbox"/> 情緒障がい <input type="checkbox"/> 言語障がい 機能障がいでない重い言葉の遅れ <p>診断書（県の様式でも可） （医療機関等が原則として申請年度に発行した、症状や病状の内容・程度が明記された診断書）</p> |

※診断書・判定書については、原則として申請年度の12月1日までに発行されたものとしますが、前年度11月以降に発行されたものも可とします。

※診断書・判定書については、写しでも可とします。

※特別児童扶養手当受給証書については、所得制限のため支給停止の場合でも可とします。